

令和4年8月定例教育委員会
議案説明資料

議案 4件

計 4件

番号	議案第20号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	教育に関する事務の点検・評価結果報告書（令和3年度実績）について		
	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育に関する事務の点検・評価結果報告書（令和3年度実績）を作成し、令和4年松原市議会第3回定例会に報告書を提出するとともに公表するため、教育委員会の議決を求めるものです。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案 21 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>大阪府において、特別休暇のひとつとして出生サポート休暇が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する通知において、正規の勤務時間の割振りを可能とする適用範囲が拡大された趣旨を踏まえ、同時に改正を行うものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>公布の日</p>		

松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

改正後	改正前
<p>(宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 宿泊を伴う学校行事において児童、生徒又は学生を引率する業務又は条例第11条に規定する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかるわらず、校長は、市教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）及び第18条（臨時の任用職員の休暇）の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p>	<p>(宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 宿泊を伴う学校行事において児童、生徒又は学生を引率する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかるわらず、校長は、市教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）及び第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時の任用職員の休暇）の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p>

番号	議案第 22 号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について		
	<p>任期満了に伴い各団体より新たに推薦を受けた委員の委嘱及び任命を行う ものです。</p> <p>なお、任期は令和 6 年 8 月 31 日までとなります。</p>		
説明			
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>施行日：令和 4 年 9 月 1 日</p>		

○松原市図書館条例

昭和52年4月19日条例第17号

(図書館協議会)

第17条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の組織)

第18条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

番号	議案第 23 号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について		
	<p>任期満了に伴い各団体より新たに推薦を受けた委員の委嘱及び任命を行う ものです。</p> <p>なお、任期は令和 6 年 9 月 30 日までとなります。</p>		
説明			
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>施行日：令和 4 年 10 月 1 日</p>		

○松原市立公民館運営審議会条例

平成12年3月31日条例第10号

(設置)

第1条 本市に社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条に規定する松原市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の委員)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。